お 知 ら せ

函　教　生
令和８年(2026 年)10 月９日

報道機関　各位

函館市教育委員会生涯学習部
生涯学習文化課

令和８年函館市文化賞受賞者の決定について

このことについて，下記のとおりお知らせいたします。

記

１　令和８年函館市文化賞受賞者および贈呈式

(1) 受賞者

ア　まちづくりに資する文化活動

特定非営利活動法人　市民創作「函館野外劇」の会

（とくていひえいりかつどうほうじん　しみんそうさく

「はこだてやがいげき」のかい）

イ　学習科学

美馬　のゆり（みま　のゆり）氏

ウ　まちづくりに資する文化活動

中尾　仁彦（なかお　とよひこ）氏

(2) 贈呈式

日時：令和８年１１月２日（月）午前１１時から

場所：プレミアホテル - CABIN PRESIDENT - 函館

２　配付資料

(1) 受賞者の履歴書および功績調書

(2) 函館市文化賞受賞者内訳

(3) 函館市文化賞条例

３　その他

令和８年９月２８日に開催された函館市文化賞審議会において審議し，受賞者を決定。

函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課
村越，石橋
電話　０１３８（２１）３４６４

令和８年函館市文化賞

（報道用資料）

（令和８年１０月９日調製　生涯学習部生涯学習文化課）

功　績　調　書

特定非営利活動法人

市民創作「函館野外劇」の会

同法人は，縄文の時代から現在まで，函館の人々がその時代の困難を乗り越えてまちづくりをしてきた歩みを綴る「市民創作『函館野外劇』」を，市民ボランティアの手によって上演する活動を続けており，昭和６３年の第１回公演以来，国内最大級の市民劇として３０年以上にわたり，地域独自の芸術文化の創造に取り組んできた。

また，地域住民参加型文化活動として，子どもから高齢者まで幅広い世代の市民ボランティアが参加することで，多世代の交流とコミュニティを維持しながら地域の歴史と文化を次世代へ引き継ぐ場となっており，本市の文化の振興・発展に貢献した。

功　績　調　書

美馬（みま）　のゆり

氏は，公立はこだて未来大学の設立計画策定に携わり，平成１２年の開学と同時に教授に就任し，２３年間にわたり同大学の発展に貢献するとともに，学習科学の研究に尽力し，学習者中心の視点に立った教育実践を通じて教育の質的向上に寄与した。

また，「サイエンス・サポート函館」の活動を通じて多くの市民へ科学や創造活動の魅力を伝え，函館における知的・文化的土壌の形成に寄与するとともに，女性の学びと社会参画を推進し，地域で活動する女性団体との連携のほか，様々な講演活動などを通じて科学技術や情報社会に関する知見を広く地域社会へ還元し，本市の文化の振興・発展に貢献した。

功　績　調　書

中尾（なかお）　仁彦（とよひこ）

氏は，平成２０年に「箱館歴史散歩の会（まち歩き名・函館ぶら探訪）」を設立し，長年にわたり函館の歴史と文化を自らの足でたどりながら学ぶフィールドワークを続け，延べ１万人を超える市民とともにまちを歩き，近年ではＳＮＳなどの現代的な仕組みも活用しながら，郷土の歴史や文化を後世に伝える活動を続けてきた。

また，カルチャーセンターにおける郷土史講座の講師も長年務めており，市民が地域文化の豊かさを再認識する学びの場を提供したほか，平成２５年には「はこだて検定合格者の会」を設立し，学習会や現地研修などの活動を展開するなど，地域の歴史資産を市民の共有財産へと育てるために尽力し，本市の文化の振興・発展に貢献した。

函館市文化賞受賞者内訳（分野別）

昭和２５年～令和７年受賞者

<table>
<tr><th colspan="8">分　　野</th><th>個人</th><th>団体</th><th>計</th></tr>
<tr><td>音　楽</td><td colspan="7"></td><td>9</td><td>4</td><td>13</td></tr>
<tr><td>文　学</td><td colspan="7"></td><td>15</td><td>2</td><td>17</td></tr>
<tr><td rowspan="2">美　術</td><td>絵画</td><td>書道</td><td>版画</td><td>彫刻</td><td>写真</td><td>漆器工芸</td><td>デザイン</td><td rowspan="2">26</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">29</td></tr>
<tr><td>9(1)</td><td>10(1)</td><td>2</td><td>2</td><td>3(1)</td><td>2</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">芸　能</td><td>邦楽舞踊</td><td>華道茶道</td><td>演劇</td><td>琵琶・詩吟</td><td>歌舞伎</td><td>民謡</td><td>洋楽舞踊</td><td rowspan="2">38</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">43</td></tr>
<tr><td>18(1)</td><td>13(1)</td><td>1(1)</td><td>4</td><td>3(1)</td><td>1</td><td>3(1)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活
文化</td><td>茶道</td><td>華道</td><td>書道</td><td>食文化</td><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2(1)</td><td>0</td><td>1</td><td>1(1)</td><td colspan="3"></td><td>2</td><td>2</td><td>4</td></tr>
<tr><td>自然
科学</td><td colspan="7"></td><td>35</td><td>0</td><td>35</td></tr>
<tr><td>人文
科学</td><td colspan="7"></td><td>36</td><td>4</td><td>40</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他
の文化</td><td>映画</td><td>朗読</td><td>国際交流</td><td>ｽﾎﾟｰﾂ</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">5</td></tr>
<tr><td>2(1)</td><td>1(1)</td><td>1(1)</td><td>1</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="8">合　　計</td><td>163</td><td>23</td><td>186</td></tr>
</table>

※（　）内は団体で内書

※平成30年より表彰の対象分野を拡大するとともに，表彰区分については，活動内容が具体に分かる表記とした。

函館市文化賞条例

昭和41年３月28日条例第29号

改正

平成26年３月14日条例第１号

平成30年３月12日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は，函館市の文化の発達に貢献した個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の範囲）

第２条　文化賞は，個人または団体で，函館市の芸術（音楽，文学，美術，舞踊その他の芸術をいう。），芸能（雅楽，歌舞伎，講談，落語その他の芸能をいう。），生活文化（茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化をいう。），科学（自然科学，人文科学その他の科学をいう。）その他の文化の発達に多大な貢献があつたものに対して贈呈する。

（表彰の方法）

第３条　文化賞は，賞状及び記念品とし，これに賞金を添えることができる。

（表彰の時期）

第４条　文化賞の授賞は，文化の日に行うものとする。ただし，市長が特別の事情があると認めるときは，文化の日以外の日に行うことができる。

（審議会）

第５条　文化賞受賞者の選考のため函館市文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会の委員は，市議会議員，学識経験者等の中から市長が委嘱する。

３　前項の委員の任期は２年とする。ただし，中途において委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とし，職能によつて委嘱された委員がその職を退任したときは，委員を辞任したものとみなす。

（補則）

第６条　この条例の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

１　この条例は，公布の日から施行する。

２　〔略〕

附　則（平成26年３月14日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月12日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。